

## 令和3年度国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業実施規程

制定 令和4年1月26日

改正 令和4年1月28日

改正 令和4年2月24日

### 第1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外食、インバウンド等の需要先が消失した生産者等（生産者、加工業者、卸売業者又はこれらを構成員とする団体をいう。以下同じ。）に対し、新たな販路定着に資する販路開拓を促進するために必要な支援を行うことにより、生産者等の販路定着化や流通構造の改革を目的とする。

このため、国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3政第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業実施要領（令和3年12月24日付け3政第351号農林水産省大臣官房長通知。以下「実施要領」という。）に基づき国の助成を受け、株式会社博報堂（以下「事務局」という。）が事業実施主体となって事業実施者に補助金を交付する間接補助事業を実施する場合の手續について、所要の規定を定め円滑な事業の実施を図るためにこの実施規程を定めるものとする。

### 第2 対象となる国産農林水産物等について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外食、インバウンド需要の減少等により令和元年度以前の過去5年のうち最高と最低を除いた3年の平均値に比べ、令和3年10月以降の可能な限り直近のデータ（生産時期等によりやむを得ない場合を除く。）において、

- ・ 在庫量が2割以上増加していること
- ・ 価格が2割以上低下していること
- ・ 販売量が2割以上減少していること
- ・ 販売額が2割以上低下していること

のいずれかを満たしていることを客観的に証明できる国産農林水産物等を対象とする（その主たる原料が国内で生産された加工品を含む。以下「対象農林水産物等」という。）。

2割の算定に当たっては、豊作/豊漁や作り過ぎなど、新型コロナウイルス感染症の影響以外に起因する部分があり、当該部分を切り分けて影響を計算できる場合には、当該部分を控除して算定するものとする。

なお、農林水産省各局庁の長が新型コロナウイルス感染症の影響に加え、需給動向等を総合的に勘案し、対象農林水産物等と同等の影響があると認める国産農林水産物等も対象農林水産物等とする。

### 第3 対象事業

この実施規程が対象とする国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業（以下「本事業」という。）の内容については、別表のとおりとする。

事務局は、支援スキームの周知、事業実施者の募集、補助対象者及び対象農林水産物等の審査、補助金の交付、事業の調整、進行管理、広報等の必要な事務を行うこととする。

### 第4 事業実施者

1 本事業の事業実施者は、次に掲げる者から公募により選定する。

地方公共団体の協議会、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人、その他法人格を有しない団体で事務局が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1) 主たる事務所の定めがあること。

(2) 代表者の定めがあること。

(3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

(4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、第7の1の課題提案書を提出する際、様式1を併せて事務局に提出して、その承認を受けるものとする。

### 第5 補助対象要件等

1 補助の対象となる要件及び補助対象経費については以下のとおりとする。

(1) 補助対象要件

ア 本事業の補助対象経費の範囲及び補助率については、別表のとおりとする。

イ 事業実施者が、本事業の実施において調達する農林水産物等については、事業の実施に真に必要な量とし、やむを得ない場合を除き、余剰が発生する調達は行わないものとする。

ウ 別表の取組AからFの事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策を講じるものとする。

エ 別表の取組AからDの事業で支援する補助金の上限は5千万円、下限は100万円とする。

オ 別表の取組CからFまでの事業で活用できる対象農林水産物等の補助対象単価の上限は、令和元年度以前の過去5年のうち最高と最低を除いた3年平均した額とする。

カ 別表の取組Cの事業による飲食店等が同一の対象農林水産物等を利用できる期間は、連続する1か月の期間内（定休日等を含む。）とする。

キ 別表の取組Dの事業の実施に当たっては、事業終了後の販路の継続や定着に資する取組を併せて行うものとする。

ク 別表の取組Dの事業の実施に当たっては、一般消費者に向けた販売促進キャンペーン等とし、その実施期間は、連続、非連続を問わず14日以内とする。

ただし、地方公共団体が販売数量、販売価格及び販売方法の決定に関与する場合の実施期間は、連続する1か月の期間内（定休日等を含む。）も認めるものとする。

ケ 別表の取組E及びFの事業の実施に当たっては、併せて、対象農林水産物等やその生産活動についての消費者の理解増進に資する取組を行うものとする。

なお、別表の取組Eの取組は、地方公共団体の教育関係機関と協議・調整の上、連携した実施に努め、同表の取組Fの取組は、子ども食堂等を10施設以上取りまとめて行うものとする。

コ 別表の取組Eの事業における学校給食は次に掲げるものとし、提供対象者は、これらの給食を食する児童生徒等並びに学校給食実施校及び共同調理場における学校教職員、学校給食従事者等とする。

(ア) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条に規定する学校給食

(イ) 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第2条に規定する夜間学校給食

(ウ) 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第2条に規定する学校給食

(エ) 上記の学校給食と同じ場所で調理し管理されているなど、各学校設置者と協議の上、対象にすることが合理的と地方公共団体の長が認めるもの

サ 別表の取組Eの事業で支援する補助金の上限は1億円、下限は100万円とし、各学校2回、各回1人あたりの対象農林水産物等の調達費に係る補助金1,000円を上限とする。

シ 別表の取組Fの事業で支援する補助金の上限は3千万円、下限は50万円とし、各施設2回、各回1人あたりの対象農林水産物等の調達費に係る補助金1,000円を上限とする。

ス 事業実施者は、別表の取組C及びDの事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた生産者等を支援するという本事業の主旨に鑑み、対象農林水産物等の適正な取引に努め、その主旨に反する広告、過度な安売り競争や買ったたき等の行為は行わないものとする。

## (2) 補助対象経費

本事業を実施するために直接必要な別表の第2に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって事業実施者自身の支出金額が確認できるものとする。その経理に当たっては、他の事業費と区別して経理を行うこととする。

なお、次の経費は対象としない。

- ア 国等の他の補助事業（コロナ影響緩和特別対策等）による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組にかかる経費
  - イ 事業実施者又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費（第7の5により交付決定前に着手した場合の経費を除く。）
  - ウ 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費
- 2 事務局は、本事業に係る補助金について、国から交付決定を受けた額の範囲内において必要な経費を事業実施者に対して補助する。なお、補助金額については補助対象経費等の精査により減額することがある。

## 第6 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和4年6月30日までとする。

## 第7 課題提案書、事業実施計画書の（変更）承認等

### 1 公募、審査及び採択

事務局は、公募により事業の実施を希望する者から提出された課題提案書について、外部有識者等で構成する公募選考委員会を設置し、その内容が適切であるか等について審査を行うものとする。

事務局は、公募選考委員会の審査を受けた課題提案書について、審査結果（案）とともに農林水産省大臣官房長（以下「官房長」という。）に提出し承認を得るものとする。

### 2 事業実施計画の作成及び内容の確認

事務局は、官房長による承認のあった課題提案書の作成者に対して採択通知を发出し、事業実施計画書を様式2により作成させるものとする。事務局は、提出された事業実施計画書の内容が採択された課題提案書の内容と整合がとられていることを確認するものとする。

事業実施者が事業実施計画書を提出するに当たり、採択された課題提案書の内容と事業実施計画書の内容に齟齬がある場合には、齟齬の内容及び理由を付して提出するものとする。

なお、事業実施計画書を変更又は中止若しくは廃止する場合には、これに準じて行うものとする。

### 3 補助金交付の申請

採択通知を受けた事業実施者が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を様式3により作成し、事務局による事業実施計画書の承認の通知があった日以降速やかに事務局に提出するものとする。

なお、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施者については、この限りでない。

#### 4 交付決定

事務局は、3に定める交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、事業実施者に補助金の交付決定の通知を行うものとする。事務局は交付決定後、補助金の交付状況を取りまとめ、事業実施計画書及び交付決定通知書の写しを添えて官房長に報告する。

#### 5 事業の着手

地域の実情に応じて事業実施者による早期の取組の実施が事業目的の実現のために必要な場合については、事業実施者への交付決定前に着手された取組であっても、令和3年12月20日以降の取組に限り、支援の対象とすることができる。

この場合にあつては、事業実施者は取組ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で当該取組に係る事業を行うものとする。

#### 6 申請の取り下げの手続き

事業実施者が交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した様式4を事務局に提出しなければならない。

#### 7 契約等

- (1) 事業実施者（地方公共団体以外の事業実施者に限る。（2）及び（3）において同じ。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、事業実施計画書に委託契約書（案）を添付し、事務局の承認を得なければならない。
- (2) 事業実施者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (3) 事業実施者は、前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争若しくは指名競争による入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとするものに対し、様式5による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

#### 8 債権譲渡等の禁止

事業実施者は、4の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

#### 9 計画変更、中止又は廃止の承認

- (1) 事業実施者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式6による変更等承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
  - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、10に規定する軽微な変更を除く。
  - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、10に規定する軽微な変更を除く。
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
  - エ 補助事業の一部を新たに第三者に委託又は既存の委託内容を変更しようとするとき。

- (2) 事業実施者は、(1)に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、(1)に準じて事務局の承認を受けることができる。
- (3) 事務局は、(1)及び(2)の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

#### 10 軽微な変更

軽微な変更は、次に掲げるものとする

- (1) 事業の追加、中止又は廃止以外の事業内容の変更
- (2) 成果目標の変更を伴わない事業実施計画の変更
- (3) 国庫補助金の増を伴わない事業費の30%以内の増
- (4) 事業費又は国庫補助金の30%以内の減

#### 11 事業遅延の届出

事業実施者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式7による遅延届出書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

### 第8 実施結果報告

- 1 事業実施者は、事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日までに、様式8により実施結果報告書を作成し、事務局に提出するものとする。
- 2 第7の3ただし書の規定により補助金の交付の申請をした事業実施者は、1に定める実施結果報告書を提出するに当たって、第7の3ただし書の規定に該当した事業実施者について、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第7の3ただし書の規定により補助金の交付の申請をした事業実施者は、1に定める実施結果報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を様式9の消費税仕入控除税額報告書により速やかに事務局に報告するとともに、事務局の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により事務局に報告しなければならない。

### 第9 補助金の支払いの手続

- 1 事務局は、実施結果報告を受けた場合には、報告書の書類を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施者に通知するものとする。
- 2 事務局は、事業実施者に交付すべき補助金の額が確定した後、速やかに補助金を支払うものとする。

### 第10 額の再確定

- 1 事業実施者は、第9の1の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により

補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、事務局に対し当該経費を減額して作成した実施結果報告書を第8に準じて提出するものとする。

- 2 事務局は、1の規定に基づき実施結果報告書の提出を受けた場合は、第9の1に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 事務局は、2の規定に基づき額の再確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 3の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### 第11 交付決定の取消し等の手続

- 1 事務局は、第7の9の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の4の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - (1) 事業実施者が、法令、交付等要綱、実施要領又は本規程に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 事業実施者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 事業実施者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 事務局は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 事務局は、1の(1)から(3)までの規定による取消しを行った場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、当該補助金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2の規定による補助金の返還及び3の規定による加算金の納付については、第10の4の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

#### 第12 財産の管理等

- 1 事業実施者は補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

### 第13 補助金の経理

- 1 事業実施者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施者は、1の規定による収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して1の規定による帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 1、2の規定及び第14に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 第14 補助金調書

事業実施者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式10による当該補助金調書を作成しておかなければならない。

### 第15 事務局による調査

#### 1 事業実施状況の報告

事務局は、必要に応じ、事業実施年度の途中であっても、事業実施者に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

#### 2 指導

事務局は、1に定める事業の実施状況報告の内容を確認し、事業の成果の目標の達成が困難と認める場合には、事業実施者に対し必要な指導を行うものとする。

### 第16 個人情報保護に係る対応

事務局が設置する審査委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た事業実施者の本事業に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

### 第17 収益納付

- 1 事業実施者は、本事業を完了した場合には、様式11により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、実施結果報告書の提出と併せて事務局に報告するものとする。

なお、事務局は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 事務局は、1の報告書に基づき、事業実施者が相当の収益を得たと認められる場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額



の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、交付すべき補助金額から差し引いて事業実施者に支払うこととする。

3 2において差し引くことができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

4 事務局は、第9の2の規定による補助金の支払いを行った後において、1の報告書を受け取った場合には、2の規定に基づく交付すべき補助金額から差し引くべき金額を算出し、期間を定めて事業実施者に納付を命じることとする。

なお、事務局は、特に必要と認められる場合にあっては、納付を求める期間を延長することができることとする。

## 第18 その他

事業実施者は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

### 附 則

この実施規程は、農林水産省大臣官房長の承認のあった日（令和4年1月26日）から施行する。

### 附 則

この実施規程は、農林水産省大臣官房長の承認のあった日（令和4年1月28日）から施行する。

### 附 則

この実施規程は、農林水産省大臣官房長の承認のあった日（令和4年2月24日）から施行する。

## 別表

取組	第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率
A	新規サイト構築等の取組 生産者等が新たにインターネット販売等を活用した取組を始めるに当たり、サイトの構築等による新たな販路の開拓に向けた取組を実施する	(1) 事業に係る対象農林水産物等の送料（梱包材・冷媒費を含む。）  (2) インターネット販売を始める際に必要なサイト登録の手数料、広告宣伝の需用費、賃金、役務費、委託費等	(1) 定額  (2) 1/2 以内 ※補助金の上限/下限 5 千万円/100 万円
B	インターネット販売事業者と連携した取組 インターネット事業者が特設サイトを設置して対象農林水産物等を販売し、生産者等が新たな販路を開拓する取組を実施する	事業に係る対象農林水産物等の送料（梱包材・冷媒費を含む。）	定額 ※補助金の上限/下限 5 千万円/100 万円
C	テイクアウト・デリバリー等の活用 事業実施者は、対象農林水産物等を飲食店と生産者等を連携させ、ウェブサイト等が連携し、テイクアウト・デリバリー等による新たな販路の開拓に向けた取組を支援する  ※飲食店が同一の対象農林水産物等を利用できる期間は連続する1か月の期間内（定休日等を含む。）とする	個々の飲食店と生産者等が連携して、テイクアウトやデリバリー等による販路の開拓を行う取組に必要な賃金、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費、対象農林水産物等の調達費 等	1/2 以内 ※補助金の上限/下限 5 千万円/100 万円
D	創意工夫による継続的な販路の開拓 事業実施者は、対象農林水産物等について、創意工夫による継続的な新たな販路の開拓に向けた取組を実施する  ※事業実施期間： 連続・非連続を問わず14日以内とするが、地方公共団体が販売数量、販売価格及び販売方法の決定に関与する場合の実施期間については連続する1か月の期間内（定休日等を含む。）も認める	販促キャンペーン等創意工夫による継続的な販路の開拓を行う取組に必要な賃金、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費、対象農林水産物等の調達費 等	1/2 以内 ※補助金の上限/下限 5 千万円/100 万円

E	<p>学校給食への食材提供 事業実施者は、対象農林水産物等を学校給食に提供する取組を実施する</p> <p>※各学校における実施回数は2回まで</p>	<p>学校給食への対象農林水産物等の提供に必要な賃金、需用費、役務費、加工費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費、対象農林水産物等の調達費 等</p>	<p>定額</p> <p>※補助金の上限/下限 1億円/100万円</p> <p>各回1人あたりの対象農林水産物等の調達費に係る補助金は上限1,000円</p>
F	<p>子ども食堂等への食材提供 事業実施者は、対象農林水産物等を子ども食堂、学童保育、保育園等に提供する取組を実施する</p> <p>※各施設における実施回数は2回まで</p>	<p>子ども食堂等への対象農林水産物等の提供に必要な賃金、需用費、役務費、加工費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費、対象農林水産物等の調達費 等</p>	<p>定額</p> <p>※補助金の上限/下限 3千万円/50万円</p> <p>各回1人あたりの対象農林水産物等の調達費に係る補助金は上限1,000円</p>

■事業実施者について

A、Bについては、対象農林水産物等を生産又は販売する生産者等が自ら事業を実施することができます。

C～Fの取組は、補助対象経費が食材調達費であることもあり、事業実施者は、対象農林水産物等を生産又は販売する生産者等ではなく、生産者等から対象農林水産物等を調達する者が主であることに注意すること。

■補助対象単価の上限について

C～Fの取組について活用できる対象農林水産物等の補助対象単価の上限は、令和元年度以前の過去5年のうち最高と最低を除いた3年平均した額とする。

■学校給食や子ども食堂等への食材提供について

E、Fの取組の実施に当たっては、併せて、対象農林水産物等やその生産活動についての消費者の理解増進に資する取組を行うものとする。

Eの取組は、地方公共団体の教育関係機関と協議・調整の上、連携した実施に努めるものとする。

Fの取組は、子ども食堂等を10施設以上取りまとめて行うものとする。

■その他留意事項

事業実施者が、本事業の実施において調達する対象農林水産物等については、事業の実施に真に必要な量とし、やむを得ない場合を除き、余剰が発生する調達は行わないものとする。

事業実施者は、C、Dの事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスによる影響を受けた生産者等を支援するという本事業の主旨に鑑み、対象農林水産物等の調達単価を適正に設定するとともに、その主旨に反する広告や過度な安売り競争につながる取引は行わないようにする。

別添

費 目	経 費 の 内 容 等
賃金	<p>事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施者が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び 通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業実施者の負担する経費です。</p> <p>単価については、事業実施者の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づくものとしてください。</p> <p>申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料を添付してください。</p> <p>雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにしてください。</p> <p>実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めません。</p>
需用費	<p>事業を実施するために必要な消耗品、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、梱包資材費、輸送費、インターネットサイト登録料とします。</p>
役務費	<p>事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とはなり得ない分析、試験、加工等を専らおこなう経費とします。</p>
賃借料及び使用料	<p>事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料とします。（事業実施者が所有するものを使用する場合を除きます。）</p>
委託費	<p>事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費とします。</p> <p>委託をする場合には実施規定第7の7の規定に基づくものとします。</p>
通信運搬費	<p>事業を実施するために直接必要な郵便代、電話等の通信に係る経費とします。</p> <p>インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は認めません。</p>
対象農林水産物等の調達費	<p>事業の実施に当たり使用する対象農林水産物等を調達するのに必要な経費とします。</p>
対象農林水産物等の送料	<p>当該事業の対象農林水産物等の運送に係る経費とします。</p> <p>本事業の趣旨に反し、販売価格を算定の根拠なく高額に設定している対象農林水産物等に対して送料を支払うことは認めません。</p>
<p>ア 補助対象経費はいずれも、本事業に必要であると領収書等により証明できるものに限りません。</p> <p>イ 交付決定額に1千円未満の端数が生じたときは切り捨てとなります。</p> <p>ウ 消費税は、原則として補助対象経費から除外して算定し、申請してください。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないもの等については、消費税を含む額で申請することも可能です。</p> <p>エ 補助対象経費として計上する経費は、国が実施する他の支援制度を併用することができません。</p> <p>オ 1件（個）当たりの購入価格が5万円以上の物品の取得に要する経費、また、1件（個）当たりの購入価格が5万円未満のものであるが、事業終了後も利用可能な汎用性の高いもの（パソコン、デジタルカメラ等）の取得に要する経費は申請できません。</p> <p>カ 金融機関等への振込手数料、ECサイト利用料等の経費は、補助対象外とします。</p>	

